

## 埼玉県病床機能転換促進事業費補助金交付要綱

制 定 平成29年4月17日（保健医療部長決裁）

最終改正 令和8年4月10日（保健医療部長決裁）

（趣旨）

第1条 県は、病床の機能分化連携を促進し県民医療の向上に寄与するため、埼玉県地域医療構想において大幅に不足すると推計されている回復期病床の整備を実施する事業について、当該事業を実施する医療機関（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者等）

第2条 この補助金の補助対象者、補助事業及び補助対象経費は、次のとおりとする。

（1） 補助対象者

医療法（昭和23年法律第205号）に基づく埼玉県内の病院及び診療所の開設者であって、知事が適当と認めるもの。

（2） 補助事業

「基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）」に規定する「地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料の施設基準等」「回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準等」「地域包括医療病棟入院料（主に回復期機能を提供する病棟に限る）の施設基準等」を満たす施設を開設するための施設及び設備整備事業

（3） 補助対象経費

ア 施設整備

急性期病棟から地域包括ケア病棟（病室）、回復期リハビリテーション病棟及び地域包括医療病棟（主に回復期機能を提供する病棟に限る）を整備するために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費。

ただし、次に掲げる費用を除く。

（ア） 土地の取得又は整地に要する費用

（イ） 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用

（ウ） 設計その他工事に伴う事務に要する費用

（エ） 既存建物の買収に要する費用

（オ） その他整備費として適当と認められない費用

イ 設備整備

急性期病棟から地域包括ケア病棟（病室）、回復期リハビリテーション病棟及び地域包括医療病棟（主に回復期機能を提供する病棟に限る）を整備するために必要な医療機器等の備品購入費

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) 前項により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に、別表に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、補助事業が2年度以上にわたり継続する場合は、当該年度までの出来高に応じて交付するものとする。その場合、別途知事が定める事業出来高見込調書を提出すること。

(補助金の交付申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上(補助事業者が地方公共団体以外の場合は30万円以上)の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15条)に規定する耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、この報告に基づき、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運

営を図らなければならない。

- (8) 補助事業に係る証拠書類等の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (10) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- (11) 補助事業者については、補助事業完了後、すみやかに、診療報酬施設基準に定める地域包括ケア病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料又は地域包括医療病棟入院料（主に回復期機能を提供する病棟に限る）を算定するための届出を行うこと。  
この届出が行われない場合には、規則第16条第1項又は第3項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消すことがある。
- (12) 補助事業者は、県の基準に沿って、補助事業完了以後の病床機能報告を急性期機能から回復期機能に変更すること。  
ただし、地域包括ケア入院医療管理料で届出する場合は、この限りでない。
- (13) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

（変更等承認申請）

第6条 補助事業者は、前条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとするときは、埼玉県病床機能転換促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の通知）

第7条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（遂行状況報告）

第8条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況について遂行状況報告書（様式第4号）により報告を求めることができる。

（実績報告書）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し又は廃止したとき含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 補助金額の確定は、補助金確定通知書（様式第6号）により行うものとする。

る。

(暴力団排除に関する制約)

第11条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する制約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす。

2 知事は、補助事業者が別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反したことが判明した場合には、交付決定を取り消し、返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

この要綱の制定に伴い、平成28年度埼玉県回復期病床整備促進事業費補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

(別表)

1 区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
施設整備	①新築 新たに施設を整備・開設する場合 1床あたり 12,100千円  ②改築 従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建築する場合や、病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建て増しをする場合、敷地内に別棟を新築する場合 1床あたり 12,100千円  ③改修 従前の建物の躯体工事に及ばない模様替え及び内部改修にあたる場合 1床あたり 8,257千円	地域包括ケア病棟（病床）、回復期リハビリテーション病棟及び地域包括医療病棟（主に回復期機能を提供する病棟に限る）を整備するために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存の建物の買収に要する費用 (オ) その他整備費として適当と認められない費用	1 / 2 ・ 2 / 3 *
設備整備	1施設あたり 10,800千円	地域包括ケア病棟（病床）、回復期リハビリテーション病棟及び地域包括医療病棟（主に回復期機能を提供する病棟に限る）を整備するために必要な医療機器等の備品購入費 ただし、1品当たりの単価が50千円以上のものに限る。	1 / 2 ・ 2 / 3 *

\*回復期病床の整備を病棟単位（当該補助事業の内示後に新たに回復期に転換した病床のみで構成）で実施する場合に限る。

なお、病棟の単位は看護体制の1単位をもって病棟として取り扱う。